令和８年委員会提出議案第１号

江南市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条第６項及び江南市議会会議規則（昭和５０年議会規則第１号）第１４条第２項の規定により提出します。

令和８年２月１９日提出

江南市議会議長
中　野　裕　二　様

議会改革特別委員会
委員長　　堀　　元

提案理由

この案を提出するのは、政務活動費の額を改定することにより、議員活動の一層の推進を図るため、改正する必要があるからであります。

江南市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会政務活動費の交付に関する条例（平成２５年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条及び第４条第４項中「１５万円」を「１８万円」に改める。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（参　考）

江南市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表

新	旧
（交付額及び交付の方法） 第3条　政務活動費は、4月1日（当該年度の途中において議員の任期が満了するときは6月1日とする。以下「基準日」という。）現在における当該会派の所属議員数に年額18万円を乗じて得た額を基準日の属する月に交付する。 （所属議員数の異動に伴う調整） 第4条　　（略） 2及び3　　（略） 4　基準日後に新たに議員となった者が会派に所属した場合は、増加した議員数に18万円を乗じて得た額の範囲内で政務活動費を交付することができる。 5　　（略）	（交付額及び交付の方法） 第3条　政務活動費は、4月1日（当該年度の途中において議員の任期が満了するときは6月1日とする。以下「基準日」という。）現在における当該会派の所属議員数に年額15万円を乗じて得た額を基準日の属する月に交付する。 （所属議員数の異動に伴う調整） 第4条　　（略） 2及び3　　（略） 4　基準日後に新たに議員となった者が会派に所属した場合は、増加した議員数に15万円を乗じて得た額の範囲内で政務活動費を交付することができる。 5　　（略）